

奈良県告示第九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和七年六月六日

奈良県知事 山下 真

指定訪問看護事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	廃止年月日
医療法人岡谷会	奈良市西木辻町二〇〇	医療法人岡谷会訪問看護ステーションあじさい	大和郡山市新町三〇五―九二	令和七年四月三十日